

民法・商法

注 意 事 項

- I 試験開始の指示があるまで問題用紙を開いてはいけません。
- II 解答用紙は民法と商法で各1枚配付します。それぞれの科目の解答にあたっては、指定された科目の解答用紙を使用してください。
指定された科目の解答用紙に異なる科目を解答した場合は、試験時間内に申し出があったときを除き、無効とします。
- III 解答にあたっては、黒インクのボールペンまたは万年筆のいずれかを使用してください（ただし、インクがプラスチック製消しゴムで消せないものに限りです）。
それ以外で解答用紙に記入した場合は、無効とします。
- IV 解答を訂正するときは、訂正部分が数行にわたる場合は斜線で、1行の場合には横線で消して、その次に書き直してください。修正液・修正テープを使用してはいけません。
- V 設問が複数の場合は、解答用紙に設問番号を明記したうえで、解答してください。
設問番号の記入がない場合は、無効とします。
- VI 試験時間は90分です。
- VII 民法の問題は1～2ページ、商法の問題は3ページにあります。

民 法

【問Ⅰ】及び【問いⅡ】に解答せよ。

【問Ⅰ】〔設例〕の事案につき、(1)から(3)までの設問に答えよ。

〔設例〕 Cは、BからB所有の甲土地を買い入れたが、甲土地にはA所有の乙建物が存在している。Cは、甲土地をいったん更地とするため、Aに対し、乙建物の収去と甲土地の明渡しを求めることにした。Aは、甲土地の占有につき正権原をもたない。

〔設問〕

- (1) CのAに対する請求の根拠となる権利は何か。
- (2) CのAに対する請求が正当と認められるには、Cが甲土地につき所有権移転登記を経由したことを必要とするか。民法177条の解釈との関係に留意して説明せよ。
- (3) CのAに対する請求が正当と認められるために必要かつ十分な事実は何か。

【問Ⅱ】〔設例〕の事案につき、(4)から(9)までの設問に答えよ。

〔設例〕 Cは、BからB所有の甲土地を買い入れたが、甲土地にはA所有の乙建物が存在している。Cは、甲土地をいったん更地とするため、Aに対し、乙建物の収去と甲土地の明渡しを求めることにした。これに対し、Aは、Bから甲土地を賃借して甲土地に乙建物を所有しているものと主張している。

〔設問〕

- (4) CとAの関係は、「売買は賃貸借を破る」との法諺で説明されることがある。この法諺の意味について、物権・債権の対比に留意して説明せよ。
- (5) 「売買は賃貸借を破る」にもかかわらず、AがCの請求を斥けることができるとすれば、それはどのような場合か。権利濫用法理については考えないものとする。

- (6) Cが甲土地の所有権移転登記を具備した事実は、C・A間の争いにどのような役割を果たすか。
- (7) (5)の場合に該当する事実が認められ、かつ、Cの甲土地所有権移転登記具備の事実が認められ、さらに、その間の先後関係が確定できないとき、CのAに対する請求は、正当と認められるか。
- (8) (5)の場合に該当することを理由としてCのAに対する請求が斥けられる場合、CはAに対してどのような法的地位に立つことになるか。
- (9) CがAに対する建物収去土地明渡請求を断念し、甲土地の賃貸人としてその賃料の支払を請求しようとするとき、Cが甲土地の所有権移転登記を具備した事実は、その賃料支払請求をめぐる争いにどのような役割を果たすか。

以 上

商 法

〔問題〕

甲会社は取締役会及び監査役を置く株式会社であり、代表取締役社長 A、代表取締役専務 B のほか 4 名の平取締役の計 6 名が取締役として選任されている。

甲会社の経営をめぐって A との対立を深めていた B は、A を代表取締役から解職することを企て、他の取締役に根回しをした結果、取締役の C と D の賛成を取り付けることができた。

その直後に開催された定例取締役会において、全ての議題の審議と報告が終了した後、D が突然、緊急動議として A を代表取締役から解職する旨の議案（以下「本件議案」という。）を提出するとともに、本件議案の審議には B を議長とすることを提案した。B・C・D の賛成により議長となった B は、A を取締役会の議場から退出させて本件議案の採決を行い、本件議案は賛成 3 名、反対 2 名の賛成多数により可決された（以下「本件取締役会決議」という。）。

本件取締役会決議の効力を説明しなさい。

以 上